

広告等の規制の政省令

<確定版>

制度調査部
金本 悠希

金融商品取引業者等の販売・勧誘ルール政省令<確定版>—2

【要約】

- 2007年8月3日から15日にかけて、金融商品取引法制に関する政省令が公布された。内容は多岐に渡るが、本稿では、金融商品取引業者等に適用される広告等の規制について扱う。
- ファックス・電子メールなどによるものも規制の対象に含まれ、リスク情報の文字の大きさに関して表示方法も規制されている。ただし、アナリストレポートを配布する場合は規制対象から除外され、ノベルティグッズ（メモ帳、ボールペンなど）を配布する場合は別の規制となっている。
- 広告等の表示事項として、手数料の種類ごとの金額・合計額・計算方法、保証金の額・計算方法、デリバティブ取引等の額が保証金等の額を上回る可能性がある場合はその旨、などが規定されている。
- 既存資源の有効活用の観点から、ビラ・パンフレット配布に関しては経過措置が設けられ、2007年12月30日までは、表記方法に関する規制などは適用されない。

(注) 本稿は、政省令案段階で作成した、拙稿「広告等の規制の政省令案」(2007年5月29日付DIR制度調査部情報)の確定版である。

1. はじめに

- 2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法（以下、金商法）に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。
- 金商法の中で、金融商品取引業の内容について広告等をする際に適用される規制が規定されている。しかし、規制の細則は政省令にゆだねられていた。
- 2007年8月3日から15日にかけて、金融商品取引法制に関する政省令が公布された。そのなかで広告等の規制に関する政省令も公布されており、2007年9月30日に施行される。本稿ではそれについて解説する。

2. 広告等の規制

(1) 規制対象行為

- 金商法では、金融商品取引業者等は、金融商品取引業者等の内容について「広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為」（以下、「広告等」という）をするときは、一定の表示をしなければならず、誇大広告をしてはならないという規制がなされる（金商法 37 条 1 項、2 項）。
- この「内閣府令で定める行為」として、今回公布された金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、金商業等府令）では、以下の方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供が指定されている（金商業等府令 72 条）。

- ①郵便
- ②信書便
- ③ファックス
- ④電子メール
- ⑤ビラ・パンフレット配布
- ⑥その他の方法

※ ウェブサイトによる情報提供は「広告」そのものであるため、上の「その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為」には挙げられていない。

- ただし、目論見書（下記①）やアナリスト・レポート（下記②）を配布する場合や、一定の条件を満たすノベルティグッズ（メモ帳、ボールペン、貯金箱等）（下記③）を配布する場合は広告等から除外されている。条文では、「⑥その他の方法」から以下のものが除外されている（金商業等府令 72 条）。

- ①法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
- ②個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
- ③以下の全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（※1）を提供する方法（※2）
 - a. 以下のいずれかのものの名称、銘柄又は通称
 - (1) 金融商品取引契約又はその種類
 - (2) 有価証券又はその種類
 - (3) 出資対象事業又はその種類
 - (4) (1) から (3) までに掲げる事項に準ずる事項
 - b. ③の方法により、多数のものに対して同様の内容で行う情報の提供をする金融商品取引業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称
 - c. 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合は、そのおそれがある旨（損失の額が保証金等の額を上回るおそれがある場合は、そのおそれがある旨を含む）（※3）
 - d. 以下のいずれかの書面の内容を十分に読むべき書面

- (1) 契約締結前交付書面
- (2) 上場有価証券等書面
- (3) 目論見書 (※4)
- (4) 契約変更書面

(※1) b～d が明瞭かつ正確に記載されているものに限る。

(※2) a～dのうち、景品その他の物品に表示されていない事項がある場合は、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。

(※3) 文字・数字が当該事項以外の事項の文字・数字のうち、最大のものとは著しく異なる大きさで表示されているものに限る。

(※4) 当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合は、その目論見書・当該書面。

(2) 表示方法の規制

○金融商品取引業者等¹が金融商品取引業²の内容について広告等を行うときは、表示方法に関して以下の規制が課されている（金商業等府令 73 条、金融商品取引法施行令（以下、金商法施行令）16 条 1 項 4 号、5 号）。

①明瞭かつ正確に表示しなければならない。

②以下のリスク情報は、他の事項の文字・数字のうち最大のものとは著しく異なる大きさで表示する。

a. 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合、以下の事項

(1) 当該指標

(2) (1)の変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

b. a の損失の額が保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損が生ずるおそれ）がある場合は、以下の事項

(1) a の指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの

(2) (1)の変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由

○広告等の表示方法については、テレビCM等の放送媒体やインターネットによる広告等や看板など³による広告等には、その特性から別の取扱がなされている。具体的には、以下のリスク情報を、他の事項の文字・数字のうち最大のものとは著しく異なる大きさで表示しなければならない（金

¹ 登録金融機関を含む。

² 登録金融機関の場合は、登録金融機関業務。

³ 厳密には「常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの」と定義されている。

商業等府令 73 条 3 項)。

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合は、そのおそれがある旨 (※1)

(※1) 損失の額が保証金等の額を上回るおそれがある場合は、そのおそれがある旨を含む。

(3) 表記すべき事項

○金融商品取引業者等は広告等をするとき、以下の事項を表示しなければならない (金商法 37 条 1 項)。

- ①商号、名称又は氏名
- ②金融商品取引業者等である旨・登録番号
- ③金融商品取引業の内容に関する事項で、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

○③の「政令で定めるもの」は、以下のように規定されている (金商法施行令 16 条 1 項、金商業等府令 74 条、76 条)。

- ①手数料等 (※1) の種類ごとの金額、上限額又は計算方法 (※2) の概要及び当該金額の合計額、上限額又はその計算方法の概要 (※3) (※4)
- ②顧客が預託する委託証拠金その他の保証金の額・計算方法
- ③デリバティブ取引等の額 (※5) が、保証金等の額を上回る可能性がある場合、以下の事項
 - a. その旨
 - b. デリバティブ取引等の額の、保証金等の額に対する比率 (※6)
- ④金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合、以下の事項
 - a. 当該指標
 - b. a の変動により損失が生ずるおそれがある旨及び理由
- ⑤④の損失の額が保証金等の額を上回るおそれ (元本超過損が生ずるおそれ) がある場合、以下の事項
 - a. ④の指標のうち、元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの
 - b. a の変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及び理由
- ⑥店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が表示する金融商品の売付価格と買付価格とに差がある場合、その旨
- ⑦金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実
- ⑧金融商品取引業者等が金融商品取引業協会に加入している場合、その旨及びその名称

(※1) 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わない。有価証券の価格・保証金等の

額は除かれる。

(※2) 有価証券の価格、デリバティブ取引等の額若しくは運用財産の額に対する割合又は金融商品取引行為を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。

(※3) 表示できない場合は、その旨及び理由。

(※4) 投資信託受益証券等の場合は、信託報酬その他の手数料等を含む。

(※5) 取引の対価の額又は約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額。

(※6) 算出できない場合は、その旨及び理由。

○広告等の表示事項については、テレビ・ラジオCM等の放送媒体やインターネットによる広告等や、看板など⁴に表示する場合には、別扱いがなされており、上の③「政令で定めるもの」として、以下の事項を表示すればよいこととなる（金商法施行令 16 条 2 項、金商業等府令 77 条）。

①金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合は、その旨（※1）

②以下のいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

a. 契約締結前交付書面

b. 上場有価証券等書面

c. 目論見書（※2）

d. 契約変更書面

(※1) 損失の額が保証金等の額を上回るおそれがある場合は、その旨を含む。

(※2) 当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合は、その目論見書・当該書面。

(4) 誇大広告が禁止される事項

○金融商品取引業者等は、広告等をするときには、以下の事項について、「著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない」とされている（金商法 37 条 2 項）。

①利益の見込み

②その他内閣府令で定める事項

○②の「内閣府令で定めるもの」は、以下のように規定されている（金商業等府令 78 条）。

①契約解除に関する事項（※1）

②損失負担・利益保証に関する事項

③損害賠償額の予定（※2）に関する事項

⁴ 注 3 参照。

- ④金融商品市場に関する事項
- ⑤金融商品取引業者等の資力・信用に関する事項
- ⑥金融商品取引業者等の金融商品取引業の実績に関する事項
- ⑦顧客が支払う手数料等の額・計算方法、支払い方法及び時期・支払先に関する事項

(※1) 書面による解除に関する事項（投資顧問契約は、契約締結前交付書面を受領した日から 10 日間、書面により解除ができることなど（金商法 37 条の 6 第 1 項～4 項））を含む。

(※2) 違約金を含む。

※ 上の事項のほか、抵当証券等の売買等、投資顧問契約、投資一任契約などを行う場合については一定の事項が追加されている。

3. 経過措置

○広告等の規制に関して、既存資源の有効活用の観点から経過措置が設けられている。

○具体的には、2 (1) 「⑤ビラ・パンフレット配布」の方法による場合は、施行日から 3 ヶ月間（2007 年 12 月 30 日まで）は、以下の規制は適用されない（金商業等府令附則 11 条）。

- ①表示方法に関する規制（前記 2 (2)）
- ②表記すべき事項（前記 2 (3)）のうち、「⑧金融商品取引業者等が金融商品取引業協会に加入している場合、その旨及びその名称」を表記すべき義務

○なお、金融庁は金商法の政省令のパブリックコメントの回答として、この経過措置に関して、以下のようにコメントしている⁵。

…既に印刷されている広告物については、広告等に表示すべき事項（金商法第 37 条第 1 項、金商法施行令第 16 条第 1 項、金商業等府令第 76 条第 1 号）のうち当該広告物に表示がないものを一体として提供される別紙・シール等に表示することにより、施行日から 3 月を経過する日までは配布が可能となると考えられます。

また、施行日から 3 月を経過した後も、既に印刷されている広告物と別紙・シール等をあわせて一体として情報提供する場合において、それらが一体として広告等規制を遵守するものとなっていれば、当該広告物等の配布が可能となると考えられます。

4. 施行日

○金商法は、2007年9月30日から施行される（証券取引法等の一部を改正する法律の施行日を定める政令）。

⁵ 金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7/00.pdf>）参照。